

平成30年度石巻市建設工事競争入札参加資格審査申請要領（補充登録）

建設業許可業種に「解体工事業」が新設されました。それに伴う変更点については、「8 建設業法等改正（平成28年6月1日施行）に伴う入札参加資格申請の対応について」をご参照ください。

1 申請者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- (3) 平成30年4月1日時点において、建設業許可取得後1年以上の営業経験を有し、かつ、課税対象者については、申請日前の直近1年分の納税証明書の提出が可能であること。
- (4) 所得税、法人税、消費税、地方消費税、事業税及び市区町村税を滞納していないこと。
なお、支店、営業所等に委任して申請する場合は、その委任先の納税証明書の提出が可能なこと。
- (5) 石巻市と契約する営業所については、本社（本店）を含めてどこか1つの営業所での登録になる（複数の営業所等の登録不可）。よって、登録を希望する営業所は、登録希望業種に応じ、国土交通大臣又は都道府県知事の登録を受けていること。
- (6) 建設業法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていること。
(注) 国土交通大臣又は都道府県知事に「総合評定値（P）」を請求し、その通知を受けているものに限りません。
- (7) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）に加入義務がある者については、社会保険等に加入していること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が、その役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与しており、適正な競争を妨げるおそれがあると認められるものでないこと。
- (9) 石巻市内の支店、営業所等で登録を申請する者について、当該支店等が建設業許可を取得してから1年に満たない場合は、入札参加登録は認めるが市内業者として格付することはできません。
- (10) 申請日時点において、石巻市建設工事競争入札参加資格を得ていないこと（**現在承認を得ている事業者の方は、今回申請する必要はありません。**）。

2 申請書受付期間

平成30年2月1日（木）から平成30年2月15日（木）まで

※ 平成30年2月15日（木）17時まで 石巻市総務部管財課 必着のこと。

※ 発送日にかかわらず、受付期間最終日の17時を過ぎて石巻市総務部管財課に到着したものは受け付けませんので、早めに発送してください。到着に関するトラブルには対応できません。

3 申請方法

郵送（輸送）のみの受付とします。「一般書留」「簡易書留」「特定記録」「宅配便」など、到着日時が確認できる方法としてください。ただし、信書便取扱いのものに限りません。なお、持参による申請は受け付けません。

【送付先】

〒986-8501 石巻市穀町14番1号
石巻市総務部管財課契約グループ

※ 不明な点がありましたら、次の連絡先にお問い合わせください。

石巻市総務部管財課契約グループ 電話0225-23-6611・6612（直通）

※ 封筒（A4判のフラットファイルが入るもの）に、「入札参加資格申請書類（工事）在中」と、**朱書き**してください。

※ **申請書受理票は、発行しません。**申請書が当市に配達されたか確認する場合は、各申請書類等の送付を依頼した会社のホームページで検索するか、又は各申請書類等の送付を依頼した会社へお問い合わせください。

4 申請書の提出部数

1部とします。

5 競争入札参加資格承認書の交付

資格審査の結果、適格と認めた場合は、競争入札参加資格承認簿に登録し、競争入札参加資格承認書を3月下旬に交付する予定です。

6 資格の有効期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とします。

7 提出書類等（詳細は、4から7ページまでに記載）

※ 謄本及び各種証明書類（写しを含む。）は、全て申請日から遡って3か月以内に発行されたものに限ります。

※ 様式1から様式4までの記載に当たっては、8ページ以降の「平成29・30年度石巻市建設工事競争入札参加資格審査申請書類作成要領」を御覧ください。

※ **押印は朱肉を使用したもの**とし、浸透印（シャチハタ等）は使用しないでください。

※ **例年、書類の提出漏れが多く見受けられます。申請書類作成の際は、本要領をよくお読みいただき、提出書類チェック表により、再度確認いただいた上で、お送りください。**

8 建設業法等改正（平成28年6月1日施行）に伴う入札参加資格申請の対応について

(1) 建設業法等改正の概要

※ 平成28年6月1日から建設業許可業種に「解体工事業」を新設。

※ 経過措置として、平成28年6月1日時点で「とび・土工工事業」の許可を受けて「解体工事業」を営んでいる建設業者は、引き続き3年間は「解体工事業」の許可を受けずに解体工事を施工することが可能。

(2) 入札参加資格審査申請に関する対応

※ **競争入札参加資格申請入力票の参加希望業種に「解体工事」を新設しました。**

※ **一般競争（指名競争）入札参加資格申請書（建設工事）の「様式1-② 20完成工事高」に「29 解体工事」を新設しました。**

(3) 解体工事の登録

※ **「解体工事業」の建設業許可を有していて、同工事の経営事項審査を受けている者が「解体工事」の申請可能となります。経過措置の対象業者は、今までと同様に「とび・土工・コンクリート工事」にて申請してください。**

9 注意事項

※ この申請は、競争入札に参加する資格を得るためのものであり、競争入札参加資格承認書を交付されても、指名競争入札等において必ず指名されるわけではありませんので、御承知願います。

10 有資格業者名簿の公表

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第8条の規定により名簿を公表します。

また、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書等は、石巻市情報公開条例（平成17年石巻市条例第14号）の規定に基づく請求があった場合には、公開することがあります。申請書等に記載された個人に関する情報は石巻市の入札契約事務のために収集するものです。個人に関する情報を記載する書類の提出に当たっては、使用目的を本人に伝え、その承諾を得てから申請をしてください。

11 営業内容等の確認について

新規に登録申請される方等、営業内容を確認する必要があると認められる場合は、上記7の提出書類等のほかに、営業所の状況や事業概要等を記載した書類の提出を求める場合があります。

12 その他

不明な点がありましたら、次の連絡先にお問い合わせください。

石巻市総務部管財課契約グループ 電話0225-23-6611・6612（直通）

※協力のお願い

石巻市では、東日本大震災からの復興の基本理念の一つに、「産業・経済の再生」を掲げ、復興に取り組んでおります。

つきましては、下請負・資材調達等において、できる限り市内企業を活用していただきますようお願いいたします。

区分	No.	提出書類	説明等	
市内 ・ 市外 業 者 共 通 (No. 1 ～ 20)	1	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)	・様式1-①、様式1-②	
	2	法人	登記事項証明書(商業登記簿謄本等)又はこれの写し	・法務局発行
		個人	身分(身元)証明書又はこれの写し	・申請者の本籍地の市区町村発行
	3	法人	印鑑証明書又はこれの写し(実印)	・法務局発行
		個人	印鑑登録証明書又はこれの写し(実印)	・市区町村発行
	4	石巻市競争入札参加資格審査申請委任状	・市指定様式 ・行政書士等が代理申請する場合に提出すること。 ・本委任状については、 <u>本要領公表後(本公告日以後)</u> に発行されたものを提出すること。	
	5	委任状	・市指定様式(使用印鑑届と兼用) ・契約行為等を本社以外の営業所、支店等に委任して申請する場合のみ提出すること。	
使用印鑑届		・市指定様式(委任状と兼用) ・使用印は、役職名、氏名等が表示されたものに限る。ただし、法務局に提出した印は、この限りでない。		
6	建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し			
7	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格業種については、「総合評定値(P)」が記載されているものに限る。 ・「<u>その他の審査項目(社会性等)</u>」の「<u>雇用保険加入の有無</u>」、「<u>健康保険加入の有無</u>」、「<u>厚生年金保険加入の有無</u>」の3項目全てが「有」又は「除外」となっていること。 <p>※上記3項目のいずれかが「無」の場合 →審査基準日から申請日までの間に社会保険等に加入又は適用除外となった場合は、加入等状況を確認できる書類の写しを提出すること。</p> <p>※上記3項目全てが「有」又は「除外」の場合 →加入等状況を確認できる書類の写しの提出は不要</p>		

区分	No.	提出書類	説明等
市内・市外業者共通 (No. 1520)	8	<p>建設業許可申請書（最新のもの）のうち、以下の書類の写し</p> <p>①様式第1号（建設業許可申請書）</p> <p>②様式第1号別紙二（1）（2）（営業所一覧表が記載されているもの）</p> <p>③様式第4号（使用人数）</p> <p>④様式第11号（建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表）</p> <p>⑤様式第22号の2（変更届出書）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①から④までについては、契約行為等を本社以外の営業所、支店等に委任して申請する場合のみ提出すること。 ③については、更新申請等で省略可能の場合、添付不要です。 ⑤については、最新の建設業許可申請以後、以下の事項に変更があった場合のみ提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 営業所の新設（今回受任機関として申請する営業所についてのみ） イ 営業所の業種の追加・廃止（今回受任機関として申請する営業所についてのみ） ウ 代表者 エ 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条の使用人（今回受任機関として申請する営業所についてのみ） <p>※契約行為等を本社以外の営業所、支店等に委任して申し込む場合は、委任先が建設業許可を受けている必要があるので注意すること。</p>
	9	<p>納税証明書又はこれの写し</p> <p>①国税</p> <p>②都道府県税（法人事業税）</p> <p>③市区町村税</p> <p>法人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①については、法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことが確認できる税務署長発行の証明書 ②については、申請日までに納期限が到来した都道府県税に係る徴収金について未納がないことが確認できる都道府県税事務所長発行の証明書 ③については、申請日時点において取得できる最新年度分の法人市区町村民税及び固定資産税（該当しない場合は不要）に係る市区町村長発行の証明書 <p>なお、納期限未到来の場合は前年度の証明書を提出すること。ただし、前納等で最新年度分の法人市区町村民税等を完納している場合は、最新年度分の証明書を提出すること。</p> <p>例：石巻市における固定資産税の場合 最終納期（第4期）納期限が平成30年2月28日のため、本申請時には納期限が未到来となっているが、既に平成29年度分を完納している場合は、平成29年度の納税証明書を提出すること。</p> <p>・契約行為等を本社以外の営業所、支店等に委任して申請する場合は、委任先の所在地の都道府県税及び市区町村税の証明書を提出すること。</p> <p>例：本社が東京にあり、仙台支店に委任する場合 国税－東京都所轄税務署、県税－宮城県、市税－仙台市</p> <ul style="list-style-type: none"> ③については、未納がないことの証明書が発行できる自治体は、当該証明書でも可とする。

区分	No.	提出書類	説明等
市内・市外業者共通（No.1〜20）	9	個人 納税証明書、非課税証明書 又はこれらの写し ①国税 ②都道府県税 （個人事業税） ③市区町村税	<ul style="list-style-type: none"> ①については、所得税、消費税及び地方消費税について未納がないことが確認できる税務署長発行の証明書 ②については、申請日までに納期限が到来した都道府県税に係る徴収金について未納がないことが確認できる都道府県税事務所長発行の証明書 ③については、申請日時点において取得できる最新年度分の市区町村民税、固定資産税（該当ない場合は不要）及び国民健康保険税に係る市区町村長発行の証明書 なお、納期限未到来の場合は前年度の証明書を提出すること。ただし、前納等で最新年度分の市区町村民税等を完納している場合は、最新年度分の証明書を提出すること。 <p>例：石巻市における固定資産税の場合 最終納期（第4期）納期限が平成30年2月28日のため、本申請時には納期限が未到来となっているが、既に平成29年度分を完納している場合は、平成29年度の納税証明書を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③については、未納がないことの証明書が発行できる自治体は、当該証明書でも可とする。
	10	退職給付の状況調書	・市指定様式
	11	建設業退職金共済組合加入証明書の写し（経営事項審査用でも可） 中小企業退職金共済事業団加入証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 発行組合等が定める様式 直近の決算日以降の証明日のものに限る。 <p>※建設業退職金共済組合と中小企業退職金共済事業団の両方に加入している場合は、それぞれの加入証明書の写しを添付すること。</p>
	12	業態調書	・様式2
	13	経営事項審査申請書の技術職員名簿（別紙二）の写し	・A4判に縮小すること。
	14	工事経歴書（2か年分）	・様式3（建設業許可の申請を行うとき又は毎営業年度終了時に提出（変更届出書）を行うときに提出する工事経歴書の写しで代替することができる。
	15	事業協同組合等構成員名簿	・中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）により設立された事業協同組合、企業組合及び協業組合に該当する場合のみ提出すること。
	16	提出書類チェック表	・別添1（申請者が記載）
	17	競争入札参加資格申請入力票	・別添2（申請者が記載）

	18	担当者名刺貼付用紙	・申請書等について説明のできる方の名刺1枚を貼ること。
	19	返信用封筒	・長3封筒に82円切手を貼り、 返信先の住所及び宛名（御中、様等まで）を記載 すること。
	20	フラットファイル	・ 水色（青色） のA4判縦型のフラットファイル ※表紙及び背表紙に商号又は名称を記載すること。
市 内 業 者 の み (石巻市内の本店、営業所等で登録申請する者)	21	技術者資格調書 ※石巻市内の本店・支店・営業所等で登録申請を行う者のみ提出すること。	・業種ごとに別様とし、それぞれ該当者全員を記載すること。 ※本社以外の営業所、支店等に委任して申請する場合でも、実印を押印すること。
	22	技術者資格調書に係る添付書類 ①各資格証の写し又は各資格等の合格通知書の写し ②健康保険被保険者証(所属業者の記載のあるもの)又は雇用関係の確認できる書類の写し	・①各資格証の例 1級施工管理技士の場合：当該技術検定合格証明書の写し ・①の合格通知書については、各資格等を受験し、合格証明書が届いていない場合のみ提出すること。 ・②雇用関係の確認できる書類の例 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、賃金台帳の写しのうち、いずれかの1通

上記書類1から15までの順に、上記**20の水色（青色）のA4判縦型のフラットファイルに綴り込み、表紙及び背表紙に商号又は名称を記載**してください。

上記書類16から22までについては、ファイルに綴り込まないで送付してください。

また、そのうち16から18まで、21及び22は、ファイルに綴り込めるように、**2穴パンチ**してください。

なお、ファイルはエコロジー商品を用い、とじ具は樹脂製又はポリスチレン製のものを使用してください。

※国税の納税証明書は、会社や自宅からオンライン請求することができます。

詳しくは、国税庁ホームページを御覧ください。

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/shomei/01.htm#online>

平成30年度石巻市建設工事競争入札参加資格審査申請書類作成要領

1 申請書類の記載事項の基準日

申請しようとする日の直前の営業年度の終了日とする。ただし、決算に関する事項については、基準日の直前に決算の確定した日とする。

2 申請書（様式1）の作成方法

(1) 様式上、「※」に該当する項目については、記載しない。

(2) 「01 新規・更新の別」欄には、該当する申請区分の番号（1又は2）に○印を付す。

なお、申請時点で当市の競争入札参加資格承認簿に登録されている者が、引き続き資格を得るために申請する場合は「更新」、その他の場合には「新規」に○印を付す。

(3) 「04 建設業許可番号」欄には、許可を受けている建設業の番号（8桁）を総合評定値通知書（建設業法第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。以下同じ。）から転記する。

(4) 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の年月日及び番号を記載する。

なお、官公需適格組合証明を受けていない場合は、記載しない。

(5) 「08 本社（店）住所」から「15 メールアドレス」までの各欄は、次により左詰めで記載する。

① フリガナの欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱う。

なお、「08 本社（店）住所」欄の都道府県名及び「09 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しない。

② 「08 本社（店）住所」欄での丁目、番地は、商業登記簿謄本に記載されているとおり記載する。ただし、商業登記簿謄本上の住所と営業上の住所が異なる場合は、営業上の住所を記載する。

(例)

イ	シ	ノ	マ	キ	シ	コ	ク	チ	ヨ	ウ				
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

宮	城	県	石	巻	市	穀	町	1	4	番	1	号				
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

③ 「08 本社（店）住所」欄は、建設業許可及び経営事項審査上の本社（本店）住所を記載すること（商業登記簿謄本上の住所と営業上の住所が異なる場合は、営業上の

住所を記載する。)

- ④ 「09 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いる。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	一般財団法人	公益財団法人	一般社団法人	公益社団法人	合同会社
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(一財)	(公財)	(一社)	(公社)	(合)

(例)

ヒ	ヨ	リ	カ	、	オ	カ	ケ	ン	セ	ツ				
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

(株)	日	和	が	丘	建	設						
---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

- ⑤ 「10 代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字空ける（代表者の役職については、フリガナの記載は不要）。
 なお、印は実印（印鑑登録印）を押印する。

申請書下段（注）を確認の上で、生年月日及び性別を忘れずに記入すること。

(例)

イ	シ	ノ	マ	キ		タ	ロ	ウ						
---	---	---	---	---	--	---	---	---	--	--	--	--	--	--

石	卷		太	郎										
---	---	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- ⑥ 「11 担当者氏名」欄は、申請内容を把握している方（当市からの、当該申請についての質問に答えられる方）を記入する。
- ⑦ 「12 本社（店）電話番号」欄、「13 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）欄及び「14 本社（店）FAX番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いない。

(例)

0	2	2	5	-	9	5	-	1	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑧ 「15 メールアドレス」については、当市からの種々の連絡に対応できるアドレスを記載する。そのため、「11 担当者氏名」欄に記載した方に連絡がとれるアドレスを記載する。
 なお、メールアドレスを持っていない場合、「なし」と記載する。

- ⑨ 「16 申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に記載し、当該欄には、「石巻市競争入札参加資格審査申請委任状」の受任者欄に押印した印と同一のもので押印する（この場合、10の代表者印への押印は不要）。

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を作成し提出する場合は、本欄への記載は不要である。

- (6) 「17 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に○印を付すとともに、[]内に外国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお、100パーセント外国資本の会社にあつては「2 日本国籍会社」欄に、一部外国資本の会社にあつては「3 日本国籍会社」欄に記載する。

- (7) 「18 営業年数」欄には、競争への参加を希望する工事の種類（以下「競争参加資格希望工種」という。）に係る建設業の許可又は登録を受けて事業を開始した日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間のうち、当該事業を中断した期間を排除した期間（1年未満切捨て）を記載する。

- (8) 「19 総職員数」欄には、申請日直近の経営規模等評価決定通知書・総合評定値通知書の審査基準日において雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあつては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のもの数を、個人にあつてはその者又はその支配人で常勤のもの数を加えた数を記載する。

- (9) 「20 完成工事高」の各欄については、次により記載する。

① 「①競争参加資格希望工種区分」欄には、当市が設定した工事種別に対応した競争参加資格希望工種の区分の番号に○印を付す。

② 「②年間平均完成工事高」欄には競争参加資格希望工種ごとに完成工事高（消費税及び地方消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を記載するほか、これら以外の完成工事高を「①競争参加資格希望工種区分」欄のその他に一括して計上する。

なお、「②年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書における「年平均」と同じである。

また、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等については、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記載する。

3 添付書類の作成方法

- (1) 業態調書（様式2）

① 「有資格技術職員内訳」欄の部分

様式に記載されている資格に該当する者について、それぞれ資格別に「人数」の欄に右詰めで記載する（添付した経営事項審査結果通知書の基になった「経営事項審査申請書」の技術職員名簿〈別紙二〉から集計して転記する。）。

技術職員名簿<別紙二>の有資格区分コード番号と<本表>の資格区分コード番号は、対応している（同一である。）。したがって、技術職員名簿の同じコード番号をそれぞれ集計し、<本表>の同じコード番号の級別・種別・資格区分コードごとの人数欄に記載すること。

「合計」の欄には、検定種目等の区分ごとに記載した人数の合計（単純に合計したもの）を記載する。この場合において、後述する「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証所持者数」は含まない。

「実人数」の欄には、検定種目等の区分ごとに記載した人数の実人数を記載する（技術職員名簿<別紙二>から本表の資格区分コード番号のいずれか一つ以上該当している技術者の合計人数を記載する。）。

「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証所持者数」の欄には監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を所持している人数を記載する（技術職員名簿<別紙二>の「資格者証交付番号」欄に同交付番号が記載されている技術者を集計し、合計人数を記載する。）。

② 「設備工事比率」欄の部分

「電気設備工事における屋内の工事の比率」の欄には、電気設備工事を希望する場合に屋内の工事（構内の外線路工事を含む。）の年間平均完成工事高が電気設備工事の年間平均完成工事高に占める割合を記載する（パーセントで記載し小数点以下第1位を四捨五入する。）。

「暖冷房衛生設備工事における暖冷房設備工事の比率」の欄には、暖冷房衛生設備工事を希望する場合に、暖冷房設備工事の年間平均完成工事高が暖冷房衛生設備工事の年間平均完成工事高に占める割合を記載する（パーセントで記載し小数点以下第1位を四捨五入する。）。

(2) 工事経歴書（様式3）

この様式については、様式の末尾にある記載要領に従って記載する。

なお、記載事項が一葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。この場合には、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

また、本様式は建設業許可の申請を行うとき又は毎営業年度終了時に提出（変更届出書）を行うときに提出した工事経歴書（直前2年分、ただし営業経験が1年以上2年未満の場合は、その期間）の写しで代替することができる。

4 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち登録の工事種類に係るものである。